

農学会会則

制 定 平成 26 年 4 月 9 日
一部改正 平成 30 年 9 月 19 日
一部改正 令和 2 年 7 月 1 日
一部改正 令和 3 年 11 月 11 日
一部改正 令和 4 年 6 月 15 日

(名称)

第 1 条 本会は、龍谷大学農学会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、龍谷大学農学部内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、農学を中心とする研究及びその促進をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

- (1) 定期的研究会及び学術講演会の開催
- (2) 学術誌その他出版物の編集及び発行
- (3) その他本会が必要と認めた事業

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 本会評議員会において名誉会員と認定された者
- (2) 普通会員
 - ① 龍谷大学農学部の教授会構成員
 - ② 龍谷大学農学部助手の内、本会への入会を希望する者
 - ③ 龍谷大学専任教員のうち本会評議員会の承認を得た者
 - ④ 龍谷大学農学部卒業生のうち会員資格の継続を希望する者
- (3) 学生会員 龍谷大学農学部及び農学研究科の学籍を有する学生
- (4) 賛助会員 本会の主旨に賛成し、その事業を賛助する者

(評議員会)

第 6 条 本会に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、農学部の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。
- 3 評議員会の開催は会長が招集し、会長はその議長となる。なお、構成員の 3 分の 1 以上の者から要求のあった場合には、会長は会議を招集しなければならない。
- 4 評議員会は、評議員全員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、その決議は、出席者の過半数の同意がなければならない。
- 5 評議員会は、第 4 条所定の事業遂行に必要な事項を協議決定する。

(役員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。会長は、龍谷大学農学部長が当たるものとする。会長以外の役員は、普通会员中より会長がこれを委嘱する。本会の運営にかかわる日常業務には、次の役員によって構成される学会運営委員会がこれにあたる。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 編集委員 4 名
- (4) 庶務・会計委員 2 名
- (5) 会計監査委員 1 名

(業務)

第8条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の業務を代行する。
- (3) 編集委員は、学術誌その他出版物の編集を行う。
- (4) 庶務・会計委員は、本会の庶務的事項及び会計を処理する。
- (5) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は、1カ年とする。但し、重任を妨げない。

(事務局)

第10条 本会の業務を処理するため事務局を設け、事務局に事務職員をおくことができる。

(事務局職員に対する給与)

第11条 事務局職員に対する給与は、龍谷大学給与規程に準じ会長が評議委員会の議を経て決定する。ただし、龍谷大学の専任の職員等に業務を依頼する場合は、無給とすることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金及び龍谷大学からの助成金、その他雑収入をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の納入時期は次のとおりとする。

- (1) 会費（普通会员、賛助会員） 毎年6月
- (2) 会費（学生会員） 毎年4月、9月

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

別表1（第13条関係）

種別	会費（1年/半期）
普通会员	4,000 円/2,000 円
学生会員	3,000 円/1,500 円
賛助会員	4,000 円/2,000 円
名誉会員	免除

※休学中の学生会員は、当該期間の会費を免除する。

付 則

この会則は、平成27年4月1日よりこれを施行する。

付 則（平成30年9月19日第5条改正）

この会則は、平成30年9月19日から施行する。ただし、第5条第3号の改正は、平成30年度以降の入学生から適用する。

付 則（令和2年7月1日第5条改正）

この会則は、制定日（令和2年7月1日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年11月11日第13条、別表1改正）

この会則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び別表1の休学中の学生会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和4年6月15日第12条、第13条、別表1改正）

この会則は、制定日（令和4年6月15日）から施行し、令和5年度以降の入会者から適用する。